

第 32 号議案

損害賠償の額の決定及び和解することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1 相手方

2 事故の概要

平成 30 年 3 月 30 日、豊後大野市緒方町上自在字城 337 番先に設置してあった相手方所有の看板を誤って撤去し、損害を与えたものである。

3 和解の要旨

豊後大野市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金 1,375,392 円を支払う。

令和 4 年 2 月 21 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

損害賠償の額を決定し、和解したいので、この案を提出するものである。